

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成30年12月6日(2018.12.6)

【公開番号】特開2017-94777(P2017-94777A)

【公開日】平成29年6月1日(2017.6.1)

【年通号数】公開・登録公報2017-020

【出願番号】特願2015-225978(P2015-225978)

【国際特許分類】

B 6 2 B 5/06 (2006.01)

B 6 2 B 3/04 (2006.01)

【F I】

B 6 2 B 5/06 D

B 6 2 B 3/04 D

【手続補正書】

【提出日】平成30年10月26日(2018.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

物品が載置される台車本体に取付けられる手押し棒であって、  
棒状の柱部と、

前記柱部の両端から離間した位置に配置され、前記柱部の外方に伸びる支持部と、を備えることを特徴とする手押し棒。

【請求項2】

前記支持部には、前記支持部における前記柱部とは反対側に開放され、前記柱部に沿った溝が設けられていることを特徴とする請求項1に記載の手押し棒。

【請求項3】

前記柱部の軸線方向から見たときに前記支持部の伸びる方向が互いに直交する一対の前記支持部を備えることを特徴とする請求項1又は2に記載の手押し棒。

【請求項4】

前記支持部は、前記柱部に沿った方向に複数、離れて配置されていることを特徴とする  
請求項1乃至3のいずれか1項に記載の手押し棒。

【請求項5】

前記支持部における前記柱部の側とは反対側を覆うカバー部をさらに備えることを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の手押し棒。

【請求項6】

矩形状の載置部と、前記載置部に取り付けられたキャスターと、を備える台車本体と、  
棒状の柱部と、前記柱部の両端から離間した位置に配置され、前記柱部の外方に伸びる支持部と、を備える手押し棒と、を備え、

前記載置部の4つの角部である第1角部、第2角部、第3角部、及び、第4角部のそれ  
ぞれには、軸線が前記載置部の正面に垂直になるように前記手押し棒が接続し、

前記第1角部、及び、前記第3角部は、前記載置部において、互いに対角となる位置で  
あり、

前記第1角部の前記手押し棒の前記支持部、及び、前記第2角部の前記手押し棒の前記  
支持部は、それぞれ他方の前記手押し棒に向かって伸びるよう配置され、

前記第3角部の前記手押し棒の前記支持部、及び、前記第4角部の前記手押し棒の前記支持部は、それぞれ他方の前記手押し棒に向かって伸びるよう配置されることを特徴とする運搬台車。

【請求項7】

前記台車本体は、前記第1角部と前記第4角部とをつなぐ側部、及び、前記第2角部と前記第3角部とをつなぐ側部に、前記載置部に載置される積載物を固定する固定部を係合できる係合部をさらに備えることを特徴とする請求項6に記載の運搬台車。